

## 令和8年度新潟県相談支援従事者初任者研修 実施要領

### 1 趣旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者初任者研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

### 2 研修の目的

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること並びに適切なサービス等利用計画を作成するための過程及び要点を学ぶことにより、相談支援に従事する者の養成及び資質の向上を図ることを目的とする。

### 3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（事務局 佐渡事務所：佐渡市上新穂 646 番地 9）

### 4 期 日

	区分1	区分2	区分3
【講義】 (Zoomによるオンライン研修)	7月8日(水) ～7月9日(木)	7月13日(月) ～7月14日(火)	7月8日(水) ～7月9日(木)
【演習Ⅰ】	7月16日(木) ～7月17日(金)	/	希望者は聴講可能
インターバル実習①	必須		無
【演習Ⅱ-1】	8月31日(月)		希望者は聴講可能
インターバル実習②	必須		無
【演習Ⅱ-2、演習Ⅲ-1】	10月8日(木)		希望者は聴講可能
【演習Ⅲ-2、演習Ⅳ】	10月9日(金)		希望者は聴講可能

### 5 日 程

別表のとおり

### 6 会 場

新潟県自治会館 1階講堂（住所：新潟市中央区新光町4-1）

### 7 定員

区分1 120人  
区分2 320人  
区分3 20人

## 8 受講対象者及び申込方法等

### (1) 受講対象者及び申込方法

※区分1-bを除き、本研修受講に当たっての実務経験は不要です。資格取得に関する流れ等は、本実施要領の6ページ目【参考1：各研修の位置づけ】を参考にしてください。

#### 【区分1】(相談支援専門員の資格取得を目的とする方)

##### (ア)対象者

###### (a)または(b)に該当する者

(a)相談支援事業に従事しようとする者

(b)現に相談支援専門員として従事している者のうち、令和3年度相談支援従事者初任者研修修了者であり令和8年度新潟県相談支援従事者現任研修初日(令和8年12月3日)までに必要な実務経験を満たすことができない者(詳細は別紙1のとおり)。

##### (イ)受講内容

- ・講義から演習IVまでの全7日間を受講及び2回のインターバル実習に参加。
- ・インターバル実習では、地域の情報収集を行い、各地域の基幹相談支援センター等から計画作成の指導を受けて、成果物を作成・提出していただきます。詳細については、7月17日(金)の演習終了後の実習ガイダンスで説明します。

##### (ウ)申込方法

- ① 新潟県電子申請システムの「令和8年度新潟県相談支援従事者初任者研修(区分1)申込フォーム」から申込申請をしてください。(詳細は別紙2及び別紙3のとおり)  
※対象者(b)の方は、令和3年度相談支援従事者初任者研修の修了証書(PDFまたはJPEG)を申込フォームで添付していただきますので、予め御用意ください。
- ② 下記の必要書類を新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室まで郵送してください。  
<対象者(a)及び(b)共通>
  - ・返信先を記載した返信用レターパックライト(詳細は別紙4)・・・1通<対象者(a)のみ>
  - ・法人等の代表者からの推薦書(区分1-a)・・・1通<対象者(b)のみ>
  - ・法人等の代表者からの推薦書(区分1-b)・・・1通

※上記①及び②の両方が申込期限までに確認できない場合は、申込受け付けとはなりませんので、御注意願います。

※同一事業所内で受講希望者が複数名いる場合、事業所内で優先順位を決めていただいた後、お申込みください。(法人内の順位ではありません)

## 【区分2】（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格取得を目的とする方）

### （ア）対象者

サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者に従事しようとする者

※サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事するためには、「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修」、「相談支援従事者初任者研修（講義部分、区分2）」の全てを受講する必要があります。（本実施要領6ページ【参考1：各研修の位置づけ】参照）

### （イ）受講内容

令和8年7月13日（月）～14日（火）の2日間の講義を受講

### （ウ）申込方法

- ① 新潟県電子申請システムの「令和8年度新潟県相談支援従事者初任者研修（区分2）申込フォーム」から申込申請をしてください。（詳細は別紙2及び別紙3のとおり）
- ② 返信先を記載した返信用レターパックライト（1通）を新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室まで郵送してください。（詳細は別紙4）

※上記①及び②の両方が申込期限までに確認できない場合は、申込受け付けとはなりませんので、御注意願います。

※同一事業所内で受講希望者が複数名いる場合、事業所内で優先順位を決めていただいた後、お申込みください。（法人内の順位ではありません）

## 【区分3】（資格取得を目的としない行政職員）

### （ア）対象者

市町村又は県地域振興局等において障害福祉に係る業務に従事する者

### （イ）受講内容

令和8年7月8日（水）～9日（木）の2日間を受講

※他5日間（演習）について、事前に希望がある場合は聴講を可とします。ただし、演習部分の受講対象は区分1受講者であるため、区分3受講者は演習グループへは参加できません。

### （ウ）申込方法

新潟県電子申請システムの「令和8年度新潟県相談支援従事者初任者研修（区分3）申込フォーム」から申込申請をしてください。（詳細は別紙2及び別紙3のとおり）

## (2) 申込締切

### 【区分1～3共通】

①新潟県電子申請システムからの申込申請 令和8年5月7日(木) 23:59まで(厳守)

### 【区分1及び区分2のみ】

②必要書類の郵送 令和8年5月12日(火) 17:15まで(必着)

※区分1または区分2へ申込み方は、上記①及び②の両方を期限内に完了させてください。

## (3) 申込みに係る留意事項

- ・新潟県外に所在する事業所(開所予定含む)からの申込みは、受け付けておりませんので御了承ください。
- ・区分1及び2の方は、返信用レターパックライトに記載する住所と宛名が正しいことをよく確認してください。提出いただいた返信用レターパックライトを使用して受講決定通知等を送付します。送付先住所の正誤はこちらで確認しませんので、御了承ください。
- ・複数の区分へのお申込みはお断りしています。お一人当たり一つの区分をお選びください。

## 9 受講者の決定

- (1) 区分1及び2について、研修の申込者が定員を超過した場合は、取得を希望する資格の実務要件を満たす方や従事予定日が近い方等を優先して受講決定します。
- (2) 区分1及び区分2の受講可否通知は、**6月上旬**を目処に郵送します。区分3の受講可否通知は、申込フォームへ御入力されたメールアドレス宛に送信します。6月10日(水)までに受講可否通知が届かない場合は、新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室まで連絡してください。

## 10 受講料

受講決定時に通知する指定口座へ振り込んでください。

(区分1:21,500円、区分2:9,000円、区分3:6,000円)

## 11 留意事項

- (1) 研修の講義部分はZoomミーティングを用いたオンライン研修です。以下について御留意願います。
  - ①資料を画面に提示するため、パソコンでの受講を推奨します。
  - ②有線LAN、Wi-Fiなどのインターネット環境が整っていること(通信費用は受講者負担とします)。インターネット環境の調整や機材の設置など、必ず研修前に確認をしてください。
  - ③通信状況の不良等により研修が受講できなかった場合でも原則代替措置は行いません。
  - ④受講確認等に必要のため、webカメラ及びwebマイク(いずれも内蔵または外付け)も併せて準備してください。研修受講時は、webカメラ及びwebマイクの設置をお願いします。

⑤周囲の音が入らないように、個室での受講やヘッドセット等の使用を推奨します。

⑥研修中、原則15分以上「Zoom」の接続が確認できない場合及び受講確認ができない場合(画面に受講者の顔が映っていない等)は、研修修了とはならない場合があります。

- (2) 修了証書又は受講証明書の交付にあたっては、定められた全日程の受講(区分1の受講者は実習と課題の提出を含む)を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めません。また、本研修に関係のない作業等(業務に伴う電話やメール、居眠り、その他研修と関係ない用件)について、原則15分以上行った場合、研修修了とはならない場合があります。
- (3) 区分3の受講者については、修了証書等の交付は行いません。
- (4) 感染症等の発生状況により、本研修の中止・変更等を行う場合があります。
- (5) 著しい体調不良が疑われる場合は研修の受講を控えていただく場合があります。その場合も補講はありませんので、御了承ください。
- (6) 演習会場周辺の有料駐車場は大変混み合いますので、余裕を持った来場や公共交通機関の利用を推奨します。駐車場不足を理由とした遅刻はやむを得ない事由とは認めませんので、御注意ください。(新潟県自治会館駐車場は駐車可能台数及び車高に制限があります。また、県庁外来駐車場は県庁の来客用であるため、駐車しないようお願いいたします。)
- (7) 通信障害や公共交通機関の遅れ等により、遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡してください。

【連絡先】事務局 佐渡事務所(相談支援センターそらうみ)

080-2142-8690 ・ 0259-58-9150

- (8) 区分1の修了者については、原則市町村及び地域振興局健康福祉(環境)部に修了者名簿を提供します。また、県内の障害者相談支援体制の現状把握及び整備促進を図るため、研修終了1年後を目途に相談支援専門員としての従事状況を確認する実態調査アンケート(回答任意)を実施します。実態調査アンケートは区分1申込み時に御入力いただいたメールアドレス宛に送付いたしますので、予め御了承ください。
- (9) 相談支援従事者研修に係る資料等は、一般社団法人新潟県相談支援専門員協会ホームページ(<https://www.ng-soudan.com/>)に掲載しております。御確認ください。

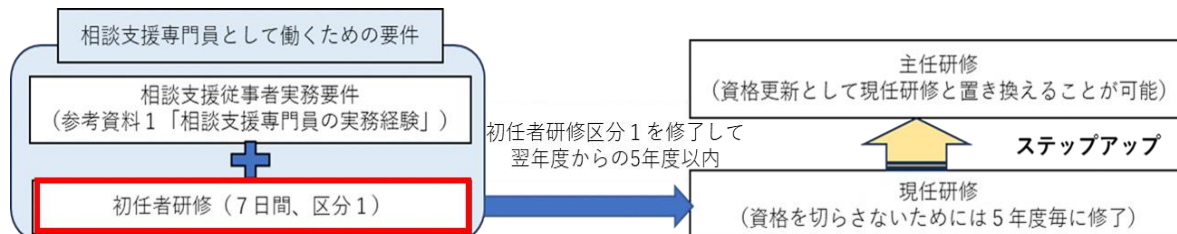
## 12 問い合わせ先

- (1) 本研修の内容及びテキスト発送、課題、受講料の支払い等に関する事項  
一般社団法人新潟県相談支援専門員協会事務局 佐渡事務所(相談支援センターそらうみ)  
TEL : 0259-58-9150 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)  
E-mail : shonin0001@gmail.com (0001は数字)
- (2) 本研修の申込手続き、受講決定に関する事項  
新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室(担当:花野、小越)  
住所 : 〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽4丁目2-1  
TEL : 025-364-0068 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)  
E-mail : syougaisoudan@sub.pref.niigata.lg.jp

## 【参考 1 : 各研修の位置づけ】

### ◆区分 1 相談支援専門員の資格取得を目的とする方

#### 1 相談支援専門員として働くための要件

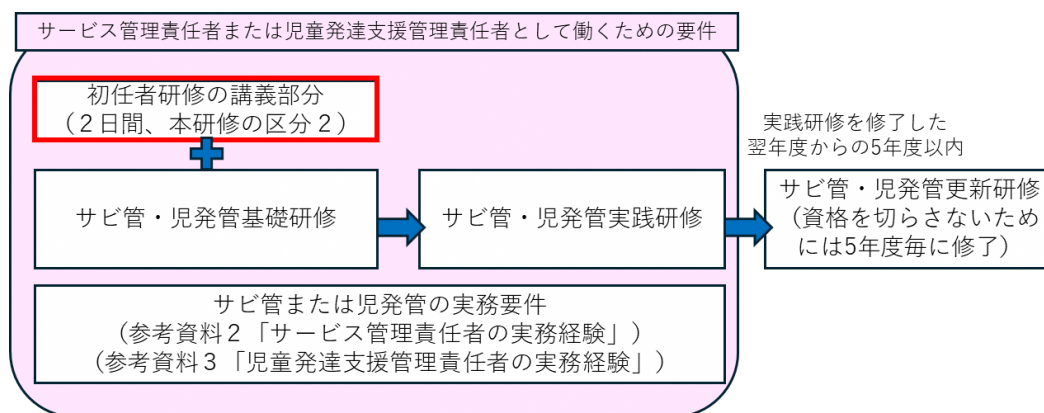


※相談支援専門員の実務経験については、参考資料 1 を御覧ください。所属する相談支援事業所等が所在する市町村（指定権者）が審査します。個別の御相談は指定権者へお問合せください。

- 過去に、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修受講のため相談支援従事者初任者研修の講義部分 2 日間（区分 2）のみを受講した方についても、相談支援専門員の資格を取得するためには、改めて全日程（7 日間）を修了する必要があります（分割受講はできません）。

### ◆区分 2 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格取得を目的とする方

#### 1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として働くための要件



※サビ管とはサービス管理責任者、児発管とは児童発達支援管理責任者を指す。

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修受講に関する実務経験については参考資料 2、参考資料 3、参考資料 4 を御覧ください。

- 「新潟県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修」を受講予定の方は、先に相談支援従事者初任者研修の講義部分 2 日間（区分 2）を受講してください。過去に初任者研修の講義部分を受講済みの方は、改めて受講する必要はありません。
- 「新潟県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修」の受講申込をお考えの方は、次ページの【参考 3】も御確認ください。

## 【参考2：他の相談支援従事者研修の日程】

### ◆令和8年度新潟県相談支援従事者現任研修

#### 1 日程（予定）

【講義】令和8年12月3日（木）

【演習】令和8年12月4日（金）、令和9年1月14日（木）、令和9年2月12日（金）

#### 2 募集案内は8月下旬頃に行う予定です。御自身の資格の有効期限を確認し、お申し込み忘れのないように御注意ください。

### ◆令和8年度新潟県相談支援従事者主任研修

#### 1 日程（予定）

【講義】令和8年11月4日（水）

【演習】令和8年11月5日（木）～ 11月6日（金）

令和8年11月10日（火）～ 11月11日（水）

#### 2 募集案内は7月中旬頃に行う予定です。

※詳細な案内は募集案内発送に合わせ、新潟県相談支援専門員協会のHPに掲載しますので御確認ください。

## 【参考3：新潟県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修について】

新潟県では、これまで中央福祉相談センターを実施機関として、「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修」を実施していましたが、事業運営の一層の効率化及び研修提供体制の充実を図るため、令和8年度から指定事業者制度へ移行することとしています。（令和8年2月24日付け障第1766号障害福祉課長通知）

これに伴い、基礎研修の募集等に関しましては、指定事業者の準備が整い次第御連絡します。なお、開催案内の時期は6月初旬を予定しています。